

口吉川地区
市政懇談会資料
(書面回答)

地区からの意見・提言(書面回答)

口吉川地区

	意見・提言の内容	担当課
1	三木バイオテック(株)三木堆肥化センターの悪臭問題について	環境政策課
2	口吉川テレビ共同受信施設の存続等について	企画政策課
3	パイプライン(農水)損傷時等への支援について	道路河川課 農地整備課
4	農地(ほ場)の水中均平について	農地整備課
5	熊等鳥獣対策について	農業振興課

市政懇談会 書面回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言等	1	三木バイオテック（株）三木堆肥化センターの悪臭問題について（区長協議会）
（内容） 昨年３月に設置された噴霧装置により、今までより悪臭レベルは下がっているように感じられますが、まだまだ改善されたとは言い難いので、さらなる対応が必要です。 新しい消臭機器の説明を受けたが、５機設置予定のものが本年度は１機のみでの設置では余り消臭効果はないのではないかと疑問に思う。県・市と連携してさらなる対応を願うが、今後の市としての対応方針、方策について伺いたい。		
回 答	（担当課）市民生活部 環境政策課	
当該施設は、５年毎に兵庫県の更新許可が必要であり、その許可期限は令和８年８月７日までとなっていました。現在、次の５年間に向けた許可申請書が事業者から提出されており、兵庫県において審査されています。 その内容は、新しい脱臭装置を今年度中にまず１台設置し、その後、既存の脱臭装置を新しい脱臭装置に置き換えて２台で稼働させます。その後、来年度中に３台を追加し、最終的に５台設置される予定です。 今回の更新にあたり、兵庫県からは「十分な脱臭効果が担保されること」及び「適正な事業運営計画を策定すること」が許可の条件として付されものであると伺っています。 また、事業者側では、脱臭装置の設置に加えて、新たに薬液による脱臭処理も実施するなど、対策の強化が図られる予定です。 市としましては、「５年前の更新時には、地域への説明がないまま更新されていた」という住民の皆様の声を重く受け止め、今回の更新については、兵庫県に住民への事前説明を要請し、先般、区長協議会において事業者とともに直接説明を行っていただいたところです。 今後の方針としましては、発酵槽内の悪臭が外に漏れることを防ぐため、老朽箇所の修繕やシャッターの適正な開閉などを指導します。あわせて、周辺住民の皆様の声を事業者にお伝えするとともに、		

引き続き兵庫県と連携し随時、立入調査を行い、適正な運営がされるよう指導してまいります。

市政懇談会 書面回答

地区名	ロ吉川地区	
意見・提言等	2	ロ吉川テレビ共同受信施設の存続等について（ロ吉川テレビ共同受信施設組合）
(内容)		
ロ吉川テレビ共同受信施設組合はロ吉川地域のテレビ弱電波対策として平成6年に設立し、約30年を迎える。特に電波増幅器やケーブル等の経年劣化は著しく、トラブルも多発しています。この問題については、数年来、当市政懇談会を通じて要望しており、市においても国、県等への要望活動もしていただいているが、根本的な解決の方向には進んでいません。 令和6年度には、300万円を超える修繕費が発生し、積立金の取り崩しで対応しました。昨年度は、幸い大きな自然災害もなく、ほとんど修繕も発生しなかったが、今年度に入り新たな幹線ケーブルの障害が発生し、既に150万円を超える修繕費が発生している。光回線への切り替えや住民不在に伴う脱退者も増加しており、ひとたび大きな災害が発生すれば、改修すらできない状況になる恐れがあります。 難視聴地域で大多数の住民が加入するテレビ組合は、任意団体と言えども十分に公共的な施設であります。住民の豊かな生活が守れるよう、市の強力な支援とリーダーシップを発揮していただきますよう、繰り返し要望します。		
回 答	(担当課) 総合政策部 企画政策課	
山間部など、電波が届きにくい地域においてテレビ放送を受信する目的で設置された共同の受信施設である辺地共聴施設は、昭和30年から全国的に設置されはじめ、現在においても、辺地共聴施設の多くが住民による自主共聴組合により運営されていますが、設備の老朽化や人口減少に伴う組合員数の減少等により、維持管理や更新が困難となってきました。 また、ブロードバンドインフラやスマートフォン等の普及に伴い、各個人の情報収集のスタイルが多様化していることも、辺地共聴施設を取り巻く状況をより一層複雑にしています。 放送受信環境の整備は個々の受信者が個別に負担することが原則となっているものの、放送波を直接受信することができる地域と比べ、		

難視聴地域においては施設更新に伴う費用負担が重く、施設の自主的な更新が困難となってきたことは、本市のみならず、全国的な課題であり、現に、令和８年度の近畿市長会においても、共聴組合が民間の光テレビサービスへ円滑に移行できるよう支援を行うこと、併せて、地デジのみの低価格プランを創設するよう働きかけを要望するなど、国に対して支援を求めています。

こうした辺地共聴施設の維持管理・更新等に係る課題は、今後の年数の経過とともに、より一層深刻化することが想定されるため、課題に対処し、継続的に放送の受信環境を確保していくことが求められています。

一方、本市においては、これまでの市政懇談会においてもご説明してきたとおり、市内の各自主共聴組合自らの運営により施設の改修等が行われ、施設が維持されてきた経緯があり、既に自主的に解散された組合、自主的に施設等を改修済みの組合、改修や解散に向けて計画的に積立てを行っている組合等がある中で、他の組合との整合性や公平性を踏まえると、新たな補助制度等を創設することは困難と考えています。

こうした経緯を踏まえ、市としてはこれまで、辺地共聴施設の更新等に係る支援の拡充を国に対して積極的に求めてまいりました。

国の補助制度については、電気通信事業者等が補助対象事業者とされる一方、自主共聴組合は補助対象事業者に含まれていないなど、制度の実際の活用には一定の課題があるとみられることから、本年１月には、総務省近畿総合通信局と意見交換・情報交換を行い、補助制度を活用できない現状を改めてお伝えしたところです。今後も、補助制度の活用状況や他市町の事例等の情報収集を行いながら、必要に応じて実情を踏まえた要望活動を行うなど、地域の課題解決に向けた取組を継続してまいります。

また、令和７年度には、市において、落雷等の際に活用できる動産保険の情報を収集し、貴地区に情報提供させていただいたように、引き続き、側面的な支援も行なってまいります。

市政懇談会 書面回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言等	3	パイプライン（農水）損傷時等への支援について（保木）
（内容） 先日、市内（県道）で道路陥没事案があったと新聞報道があった。その原因等についてご教示いただきたい。 当地域においても農道陥没（パイプラインの破損・漏水）事案があった。パイプラインの材質、対応年数をご教示いただきたい。 パイプライン（農水）が損傷し漏水・陥没した場合、地元負担又は多面的機能交付金を活用して対応しているが、農道舗装等までできないのが現状です。 パイプラインの補修等については、事業費の3割を市が補助する制度があると認識しているが、補助率を引き上げていただきたい。		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課 産業振興部 農地整備課	
令和8年6月3日に府内町の県道加古川三田線で発生した道路陥没の原因は、井谷川への土砂の吸出しで地盤が緩み路盤が耐えられなくなり、陥没が生じたと推測されます。 パイプラインの材質は硬質塩化ビニル管を使用することが一般的で、その耐用年数は50年以上とされています。 しかし、水圧や使用方法などの要因で管への影響が変わってくることから、土地改良事業の基準では20年～40年と幅をもたせた耐用年数となっています。 パイプラインの修繕に関しては、農道舗装された路線が増加したことから、補修費が50万円から100万円と高額な修繕費となっており、農家の負担が増加していることも認識しています。 基本的には多面的機能支払交付金を利用して修繕をお願いしているところですが、工事費が大きい場合には交付金だけでは対応できない場合もあると思います。 そこで、市単独補助事業においては、このようなパイプラインの補修が増加していくことを念頭に入れ、令和7年度に補助規定を改定し、以前の制度にあった事業費の40万円を控除する規定を廃止し、一般的にパイプラインの補修に掛かる費用の100万円未満の		

少額な事業費の補助額が増加するよう改定を行ったところです。

- 〔例〕 80万円のパイプライン修繕を行った場合の比較
- 旧制度：(80万円－40万円) × 40% = 16万円の補助
 - 新制度：80万円 × 30% = 24万円の補助（8万円の増額）

パイプラインを含む農業用施設については、今後も老朽化が進むことからその対応案について列挙します。

- ①交通量が少ない農道での舗装復旧は掘削部分のみの最小限の範囲を舗装する。
- ②多面的機能支払交付金事業の広域化を行い、交付金の地区間流用により不足金が生じない交付金の利用を行う。
- ③水利費を徴収し、維持管理費や将来の改築費としての積み立てを行う。
- ④その他、工事費や交付金の状況により、個別に市農地整備課に相談をしていただく。

これらの対策を検討していただくと同時に、パイプラインにおいては、最初の通水時に数か所のバルブを開放し、エアーハンマーの軽減に努めることや、仕切弁の開放をゆっくり行う等の施設に負荷をかけない管理を行い、少しでも施設の寿命を延ばせるような対応を地区内で周知してください。

また、漏水箇所が毎年、複数個所において発生するなど、明らかに老朽化による限界がきていると判断される場合には、国の補助事業により広範囲の布設替えを行うことも可能となりますので、更新事業の進め方や地元負担金等につきましては、三木市農地整備課へ問い合わせをお願いします。

市政懇談会 書面回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言等	4	農地（ほ場）の水中均平について（保木）
(内容)		
ほ場整備後、数十年が経過し、ほ場の高低差が出てきており、水管理・雑草対策・生育のムラ防止に苦慮しているのが現状である。 水中均平に対する支援策等はあるのか。なければ検討していただきたい。		
回 答	(担当課) 産業振興部 農地整備課	
ほ場内の耕土の高低差については、経年により表土に偏りが生じていること、また、基盤整備時の切り盛りにより基盤に高低差が生じていることなどが原因で10～20cm程度の高低差が生じている農地が増えています。 耕土の高低差はご指摘の通り、営農に支障があることから、改善する必要があると認識しています。 毎年、ハロー等を利用して均平作業を行い、耕土の偏りを修正して頂くことが均平を保つ方法ではありますが、区画が大きいほ場では土を動かす範囲も広いことから保ち続けるのは非常に困難な作業となるため、10年程度で再均平を行うことが理想となります。 均平に対する支援策として、令和7年度の市単独補助事業の見直しにより、以前の制度では農地に対応する補助対象が、ほ場整備や暗渠排水に限定されていたものを、基盤均平や給排水施設の設置等の多種の工事に対応できるよう農地整備事業というくりに置き換え、認定農業者、営農組合を対象に事業面積1ha以上かつ受益者2名以上の場合に農地整備事業が行えるように制度改正をおこなっており、事業費の3割以内を補助することとしています。 また、均平用の機械としてレーザーレベラーというトラクターけん引式の機械を利用する農家も増えてきており、高額な機械となりますが近隣地域との共同購入等を検討いただければ、将来においても地域での均平作業が行えるようになると思いますので検討をお願いします。		

市政懇談会 書面回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言等	5	熊等鳥獣対策について（笹原）
(内容)		
近隣の加西市や加東市でも熊が目撃されたという情報を耳にする。三木市において、その対策はあるのか。		
併せて、熊以外の鳥獣対策についても伺いたい。		
回 答	(担当課) 産業振興部 農業振興課	
まず、三木市内で熊は、出没しておりません。		
万が一の対策として、2つのパターンが想定されます。		
1つ目は、目撃情報だけで集落内に熊が出没していないパターンの対策です。(通常対応)		
この場合、市は、現地周辺の確認と注意喚起をさせていただきます。近隣住民の方々は、夕方から明け方にかけて外出を控えていただくことや、家や倉庫も含め建物の戸締りをしていただくことなどがすぐにできる対策となります。また、出没場所付近では車のクラクションなど大きい音を鳴らして熊を警戒させるなどが考えられます。		
加えて、熊が寄り付かない、魅力のない環境づくりが重要ですので、目撃情報の周辺集落で行っていただく対策として、熊のエサになる柿の木などの早期収穫や伐採などもしていただくことも場合によっては必要となりますのでご留意ください。		
そして2つ目は、熊が集落内など人の生活エリアに出没し居座っているパターンの対策です。(緊急対応)		
この場合、市が警察、兵庫県、猟友会などの関係機関と協力し、有害鳥獣として捕獲もしくは危険度合いにより人身の安全確保ができる状況であれば緊急銃猟による駆除を行う場合もあります。		
近隣住民の方々には、一時的に避難していただく可能性もありますのでご協力をお願いします。		
熊以外の有害鳥獣について三木市内では、イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリアなどが主なものと考えています。		
有害鳥獣の対策については、①野生動物にとって居心地の悪い環境づくり、②効果的な柵の設置などによる侵入防止対策、③捕獲による生息個体数の管理、以上の3つの対策を上手に組み合わせ		

て実施することが重要です。

具体的な内容として、①環境づくりは、山際や藪などを刈り払い、野生動物が隠れることのできない見通しの良いエリアをつくることです。また、屋外にエサになるようなものを放置しないこと（家庭の生ゴミ等だけでなく農作業時の野菜残渣の放置も動物にとってはエサです。）や田の二番穂の放置も動物にとっては、エサ場となり寄り付く環境づくりにつながるので、電気柵で囲い続ける若しくは早めに耕耘して（鋤いて）しまうことも対策になります。

②侵入防止対策としては、有害鳥獣の種類に応じて効果のある柵を設置することです。柵の設置は、効果が出るように柵の種類に応じてポイントを押さえて設置してください（例：電気柵の線の高さや電圧が足りているかなど。斜面地での設置の僅かな隙間や山側からの飛び越え（高さ不足）がないかなど。）。

特に、電気柵は心理的な恐怖心を利用した柵なので、通電させない時は、必ず撤去してください（一度無害な線と覚えられると、次に通電していても突き破ってきますので、絶対に放置しない）。

また、設置後の維持管理も重要ですので、草刈・補修などご苦労が多いですが、集落で協力しながら対策を行ってください。

なお、ご存知とは思いますが、農地を守るための侵入防止柵（電気柵、金網柵等）の設置については、市や国が費用の全額や一部を補助する制度がありますので、集落単位で対策をご相談いただければ幸いです。

③捕獲については、基本的に狩猟免許や市の捕獲許可が必要であるため、集落から駆除依頼をいただいた後、できる限り市の方で猟友会と連携しながら捕獲活動を行っております。

罠の設置場所の調整や捕獲状況の確認などで集落の方にご協力をいただくこともありますので、よろしくお願いいたします。